

業務委託契約書等に係る様式の追加について

1. 対象となる契約

真岡市が契約する建築物の新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替に係る設計又は工事監理に係る業務委託

2. 様式を追加する理由

建築士法の改正に伴い、平成27年6月25日以降に契約する延べ面積が300㎡を超える建築物の新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替に係る設計又は工事監理について、書面による契約締結が義務化され、契約書に記載すべき内容が定められた。栃木県の取扱いに準拠し、「真岡市業務委託契約書」及び「真岡市業務委託変更契約書」について、様式の追加を行う。

・契約書「鏡」の様式を新たに定め、契約書に記載すべき内容を別紙とする。

3. 追加すべき事項

- ①対象となる建築物の概要
- ②業務委託の種類、内容及び実施方法
- ③業務の実施期間
- ④設計業務において、作成する成果物等（※設計業務委託の場合）
- ⑤監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法（※工事監理業務委託の場合）
- ⑥設計又は工事監理に従事することとなる受注者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士
- ⑦設計又は工事監理の一部の委託先
- ⑧業務委託料の額及び支払時期
- ⑨契約の解除に関する事項
- ⑩受注者の建築士事務所登録に関する事項

4. 契約書様式（※設計、工事監理業務委託）

- (1) 鏡
- (2) 別紙（契約書に綴じ込む）
 - 様式についてはホームページに掲載

5. 適用年月日等

平成27年6月25日以降の契約